	2　陸上局及び移動局（3から6までに掲げるものを除く。）(注20，31，34，35，37，38)	
	⑴　810MHzを超え960MHz以下のもの	1.5
	⑵　その他の周波数のもの	20
	3　簡易無線局（注35）	3
	4　特定小電力無線局（注36）	4
	5　デジタルコードレス電話の無線局	3
	6　小電力データ通信システムの無線局	50
	7　無線測位局（注29）	
	⑴　地上ＤＭＥ及び地上タカンの送信設備	20
	⑵　機上ＤＭＥ及び機上タカンの送信設備	100kHz
	⑶　ＳＳＲの送信設備	
	ア　モードＳ機能を有するもの	10kHz
	イ　その他	200kHz
	⑷　ＡＴＣトランスポンダの送信設備	
	ア　モードＳ機能を有するもの	1,000kHz
	イ　その他	3,000kHz
	⑸　質問信号送信設備	10kHz
	⑹　基準信号送信設備及びノントランスポンダ	1,000kHz
	⑺　その他の無線測位局	500
	8　地上基幹放送局（注21，49）	
	⑴　テレビジョン放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局	1Hz
	⑵　その他の地上基幹放送局	500Hz
	9　アマチュア局	500
	10　地球局及び宇宙局（注32，33，40）	20

別表第1号注31⑴オ中「850MHz」を「845MHz」に、「901MHz」を「915MHz」に、「940MHz」を「960MHz」に改め、同注⑵中「836MHzを超え915MHz以下」を「850MHzを超え940MHz以下」に改め、同注中⑷を削り、⑸を⑷とし、⑹から⑲までを⑸から⑱までとし、同表注34⑴中「952MHzを超え956.4MHz以下又は」を削り、同注⑵中「、952MHzを超え957.6MHz以下（移動体識別用に限る。）」を削り、同注中⑷を削り、⑸を⑷とし、同表注35を次のように改める。

35　916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局及び920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備　20（10^{-6}）

別表第11号第8中「952MHzを超え956.4MHz以下」を「916.7MHz以上920.9MHz以下」に改め、同表第12の2中「850MHz」を「845MHz」に、「901MHz」を「915MHz」に、「940MHz」を「960MHz」に改め、同表第16中「次のとおり指定」を「24.3kHzと」に改め、1及び2を削り、同表第56中「952MHzを超え956.4MHz以下」を「920.5MHz以上923.5MHz以下」に改め、同表に次のように加える。

第61　700MHz帯高度道路交通システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、9MHzとする。

別表第三号22中「950.8MHzを超え957.6MHz以下」を「915.9MHz以上929.7MHz以下」に改め、同表24及び25を次のように改める。

24　916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局、916.7MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局又は920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

⑴　916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局

周波数帯	不要発射の強度の許容値
710MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が−36dB（1mWを0dBとする。以下この表並びに⑵及び⑶の表において同じ。）以下の値
710MHzを超え900MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が−58dB以下の値
900MHzを超え915MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が−58dB以下の値
915MHzを超え915.7MHz以下及び923.5MHzを超え930MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が−39dB以下の値
915.7MHzを超え923.5MHz以下（無線チャネルの中心周波数からの離調が100（n＋1）kHz以下を除く。）注	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が−29dB以下の値
930MHzを超え1,000MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が−58dB以下の値
1,000MHzを超え1,215MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が−48dB以下の値
1,215MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が−30dB以下の値

注　nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数とする。

⑵　916.7MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局

周波数帯	不要発射の強度の許容値
710MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が−36dB以下の値
710MHzを超え900MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が−55dB以下の値
900MHzを超え915MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が−55dB以下の値
915MHzを超え915.7MHz以下及び923.5MHzを超え930MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が−36dB以下の値
915.7MHzを超え923.5MHz以下（無線チャネルの中心周波数からの離調が100（n＋1）kHz以下を除く。）注	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が−29dB以下の値
930MHzを超え1,000MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が−55dB以下の値
1,000MHzを超え1,215MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が−45dB以下の値
1,215MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が−30dB以下の値

注　nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数とする。